

報告日 平成 年 月 日

社会保険労務士業務侵害行為報告書

愛媛県社会保険労務士会 会長殿

支部・会員名

社会保険労務士法第26条（名称使用制限）及び第27条（業務制限）の規定に違反し、又は侵害すると思われる行為がありましたので、下記の通り報告します。

■ 違反項目

添付書類

＜社会保険労務士法第26条＞ → 社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又はこれに類似する名称を用いてはならない。社会保険労務士法人でない者は、社会保険労務士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。社会保険労務士会又は連合会でない団体は、社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会又はこれに類似する名称を用いてはならない。

＜社会保険労務士法第27条＞ → 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ※報酬を得て、第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を※業として行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。

※「報酬を得て」とは、法第2条第1項第1号から第2号までの事務の対価として与えられる反対給付を得ることである。

※「業として」とは、法第2条第1項第1号から第2号までの事務処理を反復継続して行うこと又は反復継続して行う意思を持って行うことである。